

## 景観重要樹木の指定について

### 1 景観重要樹木の指定

景観法第28条第1項及び新宿区景観まちづくり計画の「景観重要樹木の指定の方針」に基づき、「景観重要樹木」の指定を行う。(景観重要樹木指定 第三号)

#### 景観重要樹木の指定の方針

道路その他公共の場所から容易に望見することができ、次に示す項目に該当する樹木を「景観重要樹木」に指定する。

- ①歴史的又は文化的に価値の高い樹木
- ②地域の景観を先導し又は継承し、特徴づけている樹木

※新宿区景観まちづくり計画より

### 2 指定対象

対象樹木：ケヤキ (1本) \* 現況については資料2参照

所有者：宗教法人 薬王院 代表者：代表役員 梶 晃秀

所在地：新宿区下落合4丁目8番2号

平成23年9月8日特別保護樹木指定 推定樹齢200年

### 3 指定理由

- (1)幹回り3.3m、推定樹齢200年の大木であり、薬王院のシンボルとなっている。
- (2)鎌倉時代に開山した薬王院は戦火によって土地を追われ、明治11年に下落合に移転したが、当該樹木は薬王院の移転以前からその土地に存在し続けてきたと推定され、地域を代表する歴史性を備えた樹木である。
- (3)牡丹や桜などに彩られた美しい薬王院の庭園は、落合の丘陵を利用して立体的に構成され、毎年春には多数の見学者が訪れる都内有数の花見の名所となっている。薬王院の山門付近に位置する当該樹木は落合の豊かなみどりを印象づける文化的価値の高い樹木である。

### 4 景観重要樹木指定の効果

- (1)景観法による景観重要樹木指定は原則として指定解除が難しく、当該樹木を強力的に保護できる。
- (2)所有者の適切な管理義務、現状変更の際に景観行政団体の長の許可が必要になる等、景観法に基づく厳しい規定がある。
- (3)新宿区特別保護樹木制度の指定対象となり、樹木所有者の管理にかかる負担を、同制度で支援することが可能になる。なお、本件については特別保護樹木に既に指定されている。 ※特別保護樹木制度については資料3参照

### 5 今後のスケジュール(予定)

平成24年3月23日 景観まちづくり審議会意見聴取 ※条例第22条第1項  
平成24年3月末 景観重要樹木指定決定(区長決定)  
平成24年4月25日 区民周知(HP、区広報等) ※条例第22条第2項

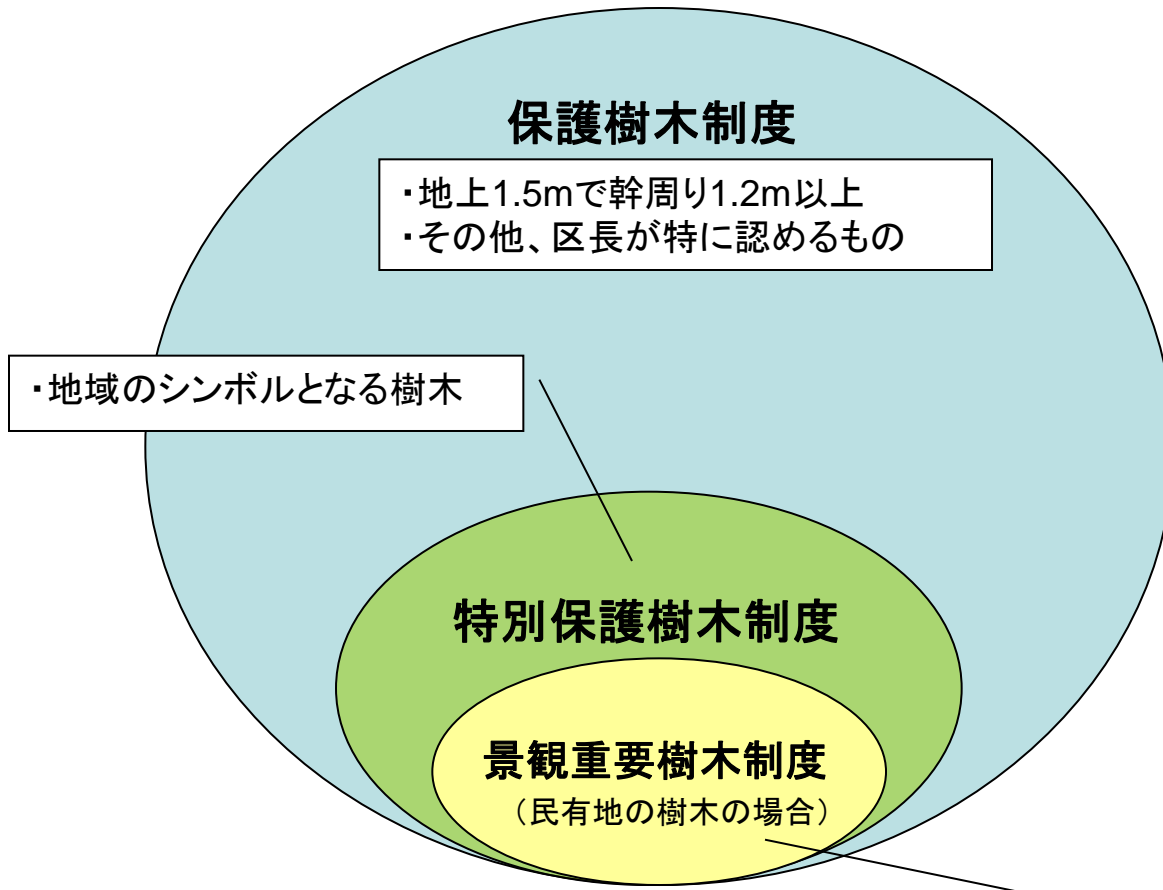
薬王院 ケヤキの木 現況写真



①ケヤキ 山門前道路から



②ケヤキ 山門脇から



## ★樹木の維持管理を支援

- ・保護樹木制度に基づく所有者への助成制度 (1本目は9,000円/年、2本目より4,500円/年)
- ・特別保護樹木には、助成のほか、剪定等の維持管理支援
- ・特別保護樹木制度により対応するため、景観重要樹木にかかる管理協定(景観法第36条)の締結は行わない。

道路その他公共の場所から容易に望見することができ、次に示す項目に該当する樹木を「景観重要樹木」に指定する。

- ①歴史的又は文化的に価値が高い木
- ②地域の景観を先導し、又は継承し、特徴づけている樹木